

1 計画策定の趣旨と背景

(1) 計画策定の趣旨

わが国は、生活環境の改善、医療技術の進歩等により、世界有数の長寿国となりました。その一方で、ライフスタイルや食生活の変化、高齢化の進展等により疾病構造が変化し、認知症や寝たきりなどの介護を要する人の増加、またそれを支える世代の減少等を背景とした、医療・介護の社会負担の増大などの課題が生じています。

ライフスタイルや価値観の多様化等により「食」を取り巻く環境も大きく変化し、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足といった栄養の偏り、食習慣の乱れによる肥満や生活習慣病の増加、食品の安全性や食品ロスの問題など、様々な課題が生じてきています。

母子保健の分野においては、核家族化や地域でのつながりの希薄化など、近年の妊産婦や子育て家庭を取り巻く環境が厳しくなっていることなどから、子育て支援の充実に加え、妊娠・出産支援の充実を図るとともに、妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援を提供することができる体制づくりが求められています。

このような状況の中、本市では、平成 19（2007）年 3 月に策定した「健康日本 2 1 いちのみや計画」に基づき、市民と地域、行政が一体となって健康づくりを推進してきました。平成 24（2012）年 12 月には計画の中間評価を実施し、分野別、ライフステージ別の健康課題を抽出した上で、今後取り組むべき方向性を示しました。

平成 29（2017）年 3 月には「健康日本 2 1 いちのみや計画」の後継計画として、健康寿命★の延伸を目指し、生涯を通じた健康づくりを推進するための計画「第 2 次健康日本 2 1 いちのみや計画」を策定し、健康増進の基盤となる社会環境の整備にも配慮しながら、本市の健康・食育に関する取り組みを進展させ、一人ひとりの健康づくりの実践の支援に取り組んできました。この計画は、平成 29（2017）年度から令和 8（2026）年度を推進期間としており、計画策定後 5 年を目途に健康づくりの実質的な改善効果を確認するため、すべての指標について中間評価を行い、計画の見直しを行うこととしていました。本市がこれまで推進してきた健康・食育に関する施策・事業の進捗状況の評価・点検を行うとともに、令和元（2019）年度末から流行が始まった新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえながら、経済的状況や生活環境などにより健康格差★が生じることがないように、取り組みのさらなる進展を目指します。

計画書の文章中に★がある用語については、巻末に用語解説を設けています（計画書内で初出の場合に★を記しています）。



(2) 国の健康づくり施策の動向

① 健康増進計画

国では、将来的な人口構造の変化を見据え、平成 12（2000）年 3 月に発表した「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 2 1^{*}）」を端緒に健康づくりに関する様々な取り組みを進めてきました。

平成 24（2012）年度には、平成 23（2011）年度に行われた「健康日本 2 1」の最終評価の結果を踏まえ、新たに「健康日本 2 1（第二次）」が策定されました。第二次計画においては、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標としつつ、従来分野別の健康施策に加え、健康増進の基盤となる社会環境の整備等が取り組むべき事項として挙げられており、平成 30（2018）年 9 月には中間評価が行われました。

その後、令和 3（2021）年 8 月には、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部を改正する件」が告示され基本方針が改正され、自治体と保険者による一体的な健康づくり政策を実施するため、医療費適正化計画等の期間と「健康日本 2 1（第二次）」に続く次期プランの期間とを一致させること等を目的として、「健康日本 2 1（第二次）」の期間が 1 年間延長することになりました。

② 食育推進計画

国では、「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」（食育基本法第 1 条）ことを目的として、平成 17（2005）年 6 月に「食育基本法」が制定されました。この法律に基づき、平成 18（2006）年 3 月には「食育推進基本計画」が策定され、食育の推進に関する基本的な方針や目標が定められました。

平成 23（2011）年 3 月には「第 2 次食育推進基本計画」、平成 28（2016）年 3 月には「第 3 次食育推進基本計画」、令和 3（2021）年 3 月には「第 4 次食育推進基本計画」が策定されています。

「第 4 次食育推進基本計画」では、健全な食生活の実現と、環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現に向け、SDGs の考え方を踏まえながら、多様な関係者が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進することが目指されており、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」、「持続可能な食を支える食育の推進」、「『新たな日常』やデジタル化に対応した食育の推進」の視点から取り組みが推進されています。

③ 母子保健計画

平成 6（1994）年の母子保健法の改正に伴い、母子保健事業の実施主体が市町村に一元化されたことにより、全国の市町村で母子保健計画の策定が進められました。

平成 13（2001）年には、市町村母子保健計画の見直しに先駆け、21 世紀の母子保健の主要な取り組みを提示するビジョンであり、かつ関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画である「健やか親子 2 1」が示されました。

その後、平成 26（2014）年に「健やか親子 2 1」の評価が行われ、母子保健分野における地域間の健康格差の解消に向けて達成すべき具体的課題を明確にした目標設定の必要性や、母子保健事業を評価する仕組みの必要性等が指摘され、母子保健計画策定指針が示されました。

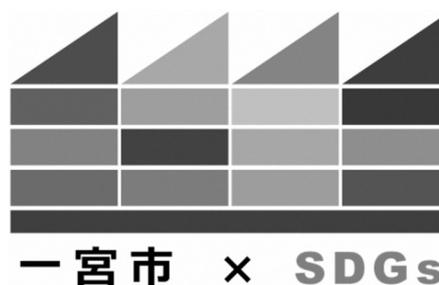
「健やか親子 2 1」の評価を踏まえた母子保健分野における課題に対応するため、平成 27（2015）年 3 月には、「健やか親子 2 1（第 2 次）」が策定されました。

■「第2次健康日本21いちのみや計画」策定以後の主な動向

年	国 ○法律、■計画	愛知県	一宮市
H28 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> ■「第3次食育推進基本計画」の策定（3月） ○「自殺対策基本法（改正）」の施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> ※都道府県・市町村に対する「自殺対策計画」の策定の義務化 ○「がん対策基本法（改正）」の施行（12月） <ul style="list-style-type: none"> ※がん患者の雇用継続等に対する事業主の配慮の義務化（努力義務） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち食育いきいきプラン 2020」の策定（3月） 	
H29 (2017)			<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次健康日本21いちのみや計画」の策定（3月）
H30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> ■「健康日本21（第二次）中間報告」の公表（9月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち新計画中間評価」の公表（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期一宮市国民健康保険データヘルス計画」の策定（3月） ・「第7期一宮市高齢者福祉計画」の策定（3月）
H31・R元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ■「健康寿命延伸プラン」の策定（5月） ○「脳卒中・循環器病対策基本法」の施行（12月） <ul style="list-style-type: none"> ※健康寿命の延伸に向けた循環器病予防等の取り組みの推進 ○「成育基本法」の施行（12月） <ul style="list-style-type: none"> ※成育過程にある者等に対する横断的な視点での総合的な取り組みの推進 		<ul style="list-style-type: none"> ・「一宮市自殺対策行動計画」の策定（3月）
R2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ○「健康増進法*（改正）」の全面施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> ※受動喫煙防止対策の強化 ○「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行（10月（一部例外あり）） <ul style="list-style-type: none"> ※高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の施行（高齢者医療確保法、国民健康保険法、介護保険法等の改正） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいちほぐみんプラン 2020-2024」の策定（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画」の策定（3月）
R3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> ■「第4次食育推進基本計画」の策定（3月） ○「介護保険法（改正）」の施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> ※地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進 ○「母子保健法（改正）」の施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> ※産後ケア事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち食育いきいきプラン 2025」の策定（3月） 	

(3) SDGs の理念との整合

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、2030年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットから構成されています。



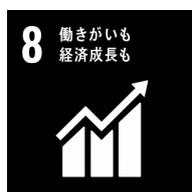
SDGsの「誰一人取り残さない」という考え方は、住民の主体的な健康づくりを地域全体で支え、誰もが生涯にわたって健康で幸せに暮らすことを目指す本市の健康づくりの方針と一致するものです。

本市においては、令和3（2021）年1月に「SDGs日本モデル」宣言に賛同するなど、SDGsの推進に向けての取り組みを進めていますが、本計画においても、SDGsの17のゴールのうち、「2 飢餓をゼロに」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「8 働きがいも経済成長も」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の7つを念頭に、個人・家庭、地域、園・学校、企業、団体・ボランティア等の各主体の連携・協働によって、市民の健康を支える仕組みづくりに取り組みます。

■本計画の方針に関わるSDGsのゴール



2 飢餓をゼロに
主体的な健康づくりによる栄養改善を実現するとともに、安全な食糧の確保に向け、持続可能な農産物の促進に取り組めます。



8 働きがいも経済成長も
誰もが心身ともに豊かな生活を送ることができるよう、働きがいを持てる労働環境づくりを促進します。



3 すべての人に健康と福祉を
すべての人が健康的な生活を確保できるように、市民の健康状態の維持・向上に取り組めます。



11 住み続けられるまちづくりを
地域の支え合いによる健康づくりの推進を通じ、安心して暮らしつづけることができるまちづくりを目指します。



4 質の高い教育をみんなに
健康づくりや食育に関する各種講座等を通じて、市民の健康に関する知識の向上を目指します。



17 パートナーシップで目標を達成しよう
行政、保健・医療・福祉の各機関、関係団体等の協働により、市民の主体的な健康づくりを支援します。



5 ジェンダー平等を実現しよう
性別にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を伸ばし健やかに暮らせるような環境整備と男女の偏りのない社会を目指します。

2 計画の期間

本計画は前期計画を引き継ぐ後期計画として、令和3（2021）・4（2022）年度に前期計画の中間評価を行い、策定するものです。計画の期間は令和5（2023）～令和8（2026）年度とします。

年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
一宮市 総合計画	第6次（後期基本計画）					第7次計画（前期基本計画）					第7次計画（後期基本計画）				
健康日本21 いちのみや計画	第1次計画 (H19年度～H28年度)					第2次計画 (前期計画)			中間評価 期間	第2次計画 (後期計画)					

3 計画の位置づけ

本計画は、「健康増進法」第8条第2項に基づく市町村健康増進計画、「食育基本法」第18条第1項に基づく市町村食育推進計画、「母子保健計画策定指針」に基づく母子保健計画として位置づけ、国や愛知県での取り組みの方向性を勘案して策定しています。

また、本計画は、本市の最上位計画である「第7次一宮市総合計画」の方向性を加味するとともに、本市における保健・福祉等に関連する他の計画との整合を保ちながら策定します。

